（別紙）

所得税へのみなし寡婦（夫）控除適用フローチャート

（１）「課税される所得金額」が０円を超えるか？

次のいずれかの書類により「課税される所得金額」を確認します。
①課税証明書：「課税標準額」の欄
②源泉徴収票：「給与所得控除後の金額」から「所得控除の額の合計額」を差し引いた額
③確定申告(控)：「㉖課税される所得金額」の欄

＜提出書類＞
・所得税の所得状況及び課税状況について確認できる証明書（①～③のいずれか）

０円である → **所得税非課税**
（前年の所得税課税状況は「非課税」に〇印）

超えている ↓

（２）みなし寡婦(夫)に該当するか？

みなし寡婦(夫)とは以下の要件全てに該当する方をいいます。
＜女性の場合（みなし寡婦）＞
□ 未婚の母である
□ 扶養親族（合計所得金額 38 万円以下）又は生計同一の子（総所得金額等が 38 万円以下）がいる
＜男性の場合（みなし寡夫）＞
□ 未婚の父である
□ 生計同一の子（総所得金額等が 38 万円以下）がいる
□ 合計所得金額が 500 万円以下である

＜提出書類＞
・戸籍謄本又はこれに類する公的機関が発行した証明書（継続申請の場合は誓約書を提出）

該当しない → **みなし寡婦等控除適用なし**
（※３は「なし」に〇印）

（女性）該当する
（※３は「あり」に〇印）

（男性）該当する
（※３は「あり」に〇印）

（２）－２　特別寡婦に該当するか？

特別寡婦とは以下の要件全てに該当する方をいいます。
□ 扶養親族である子がいる
□ 合計所得金額が 500 万円以下である

該当しない →

該当する ↓

（３）－２　みなし寡婦(夫)控除により所得税が非課税となるか？

以下の要件に該当する場合、本資格認定において所得税が非課税として扱われます。

【課税される所得金額】－<u>35 万円</u>≦０円
（（２）の金額）

該当する →

（３）みなし寡婦(夫)控除により所得税が非課税となるか？

以下の要件に該当する場合、本資格認定において所得税が非課税として扱われます。

【課税される所得金額】－<u>27 万円</u>≦０円
（（２）の金額）

該当する ↓

所得税非課税として扱います
（前年の所得税課税状況は「非課税」に〇印）